

平安鎌倉期文献にみる警蹕の魔除け機能

——その由来について——

崔 鵬偉

一 はじめに

本論文は、警蹕けいじつの魔除け効果の由来に関する研究である。主に日中両国の文献を考察することによって、警蹕、特にその声がいかにして魔除けと関連づけられたのかを究明することを目的とする。

警蹕とは、中国では、天子の出入する時に通行人を追い払い静めることをいう。日本では、出御・入御のほか、天皇の食事を運んだり神事を行ったりする時の先払いをいう。その文字表記としては、「警蹕」・「前駆」・「唱道」・「清道」・「サキバラヒ」・「サキオヒ」などがある。その音声は、「ヲシ」と「ヲー」との二種類があり、有声音の「ヲ」や無声音の「シ」を一音一音長く引き延ばして唱えるものである。例えば、同じく配膳の警蹕の声についても、平安貴族の日常に関する記録を数多く残した『枕草子』第二十一段には、「警蹕けいじつなど、おしと言ふ声聞ゆる」(引用文中の傍線・傍点・記号等)は、すべて私に附した。以下同様)とあり、「おし」とする。藏人の職務を詳述した十一世紀後半成立の『侍中群要』じちゆうぐんようにも、「初供^二御膳^一一人、先取^二蓋盤^一、入^二立鬼間御障子之間^一、称^二警蹕^一、其詞^二オシ^一」とみえ、『枕草子』と同様に、「オシ」とする。一方、後醍醐天皇(在位一三一八〜一三三九)が内裏における一日の行事を記した『日中行事』には、「鬼の間に、文獻にみる警蹕の実態は多様である。

今日では神道行事の他に、滅多に聞くことのない警蹕（先払い）の声は、平安時代には一般的に聞くことができている。当時の公卿たちは、外出の際に従者にしきりに警蹕をさせていたからである。『枕草子』第二百八段には次のようである。

いみじう暑きころ、夕涼みといふほど、物のさまなどもおほめかしきに、男車の、さき追ふは、言ふべきにもあらず、ただの人も、後の簾上げて、二人も、一人も、乗りて走らせゆくこそ、涼しげなれ。

「さき追ふ」（図一）と「ただの人」とが対表現となっているところからみると、先払いをするかどうかは、もはや身分を表す一基準として広く認められていたようである。貴族社会と密接に係わる警蹕が魔除けとして機能すると明確に記されているものとして、『徒然草』第九十六段が知られている。

東大寺の神輿、東寺の若宮より帰座の時、源氏の公卿まゐられけるに、この殿、大将にて、先を追はれけるを、土御門相国、「社頭にて警蹕、いかゞ侍べからむ」と申されければ、「随身の振舞は、兵杖の家が知る事に候」とばかり答へ給ひけり。さて、後に仰られけるは、「此相国、北山抄を見て、西宮の説をこそ知られざりけれ。眷属の悪鬼悪神を恐るゝ故に、神社にて殊に先を追ふべきことあり」とぞ仰られける。

東大寺の神輿が、東寺の若宮からもとの居所にもどる時に、さる源氏の公卿が供奉なさった。源通基（一二四〇～一三〇八）が行列の警蹕をしていたのを、土御門の相国すなわち源定実（一二四一～一三〇六）が、「社頭で警蹕をするのは、いかがなものですか」と聞いたところ、通基は「随身の所作は、武家の者がわかっていることでございます」とだけ答えた。そして、後になって通基が、「定実相国は、『北山抄』を見てはいたが、西宮の説のことこそはご存じなかった。眷属の悪鬼悪神を恐れるために、神社では特に先払いをすべき理由があるのだ」と仰せられたという。

この「北山抄」は、『北山抄』巻八にある「神社行幸、準大嘗会御禊」。但、至_二於社頭_一不_二警蹕_一。猶可_レ有_レ憚歎_一を指すと考えられる。一方、有職故実書として、『北山抄』より成立の早い『西宮記』^{さいみやうき}には、社頭の警蹕に関連する本文が確認できない。この「西宮の説」は何を指すか定かではないが、それと思しき事例は、『続古事談』第四十四に確認でき_二る_一。

西宮左大臣高明、日くれて内よりまかり出給けるに、二条大宮の辻をすぐるに、神泉の丑寅の角、冷泉院の未申のすみのついでのうち、胸、ついでに覆にあたるほどにたけたかきもの、三人たちて、大臣、さきをふ声をき、てはうつぶし、をはぬ時はさし出けり。大臣、その心を得て、しきりにさきををはしむ。

西宮左大臣と称する源高明（九一四〜九八二）が夜中内裏から罷り出て、神泉苑の丑寅の方角にある辻を通りかかるおり、背丈の高いものが現れた。三人が警蹕の声を聞いては俯し、声のない時には現れたりしていたので、高明が警蹕をしきりにさせて辻を無事に通過した。紙幅の関係で引用を省略するが、後日談によると、その三人の正体は、陰陽師の遺棄した式神の霊であったという。年中行事や臨時儀式の作法を解説した『西宮記』の著者である高明にしても、警蹕の魔除け効果を知らなかったようである。『続古事談』の記述をそのまま信用することができないことは言うまでもないが、話の時代設定となる十世紀後半までには、警蹕の魔除け効果が、一般的には認識されていなかったと考えるよからう。

筆者は、かつて「節分の百鬼夜行―室町時代の文献を中心に―」をテーマとする口頭発表において、室町期文献にみる、百鬼夜行が賢人と称される藤原実資（九五七〜一〇四六）の警蹕の声に祓われる伝承について考察したことがある。結果として、賢人の警蹕にまつわる魔除け伝承は、平安末期の文献『大鏡』師輔伝や『台記』に確認できることが判明した。ここで注目したいのは、『大鏡』師輔伝の伝承が右に検討した『続古事談』の話と近い関係にあることである。すなわち、警蹕によって怪異から身を守るといふ共通点を除いて、両者における事件の起こった場所が一致している（詳細は後述する）上に、それぞれの主人公となる藤原師輔（九〇八〜九六〇）と源高明とは義理の親と娘婚の関係にある。つまり警蹕の魔除け伝承の出現は、師輔一族の活動と深くかかわり、師輔が活躍した十世紀中期までにさかのぼることが推測できる。しかし、どうしてこのような発想がなされたのであろうか。管見の限りでは、関連する先行研究はなされていない。

そこで本論文では、まず実資の伝承や『大鏡』師輔伝に対する考察を通じて、平安鎌倉期における賢人の警蹕による魔除け伝承を検討し、その源流を探索する。次に、警蹕が元々どのような場面で、誰によって、どのように行われたのかを明らかにし、日中両国における魔除け機能の構造の異同を分析する。最後に、なぜ日本において魔除けの機能が警蹕の声と結びついたのかを考察していきたい。

二 賢人の警蹕

『徒然草』よりやや成立が新しい『和久良半の御法』⁽¹⁾には、賢人の「前の声」、つまり警蹕に「魔縁降伏」の効果がある例として、百鬼夜行が藤原実資の先払いの声に恐れて退散したという伝承が取り上げられている。

さて閑白⁽²⁾は、かねてより相国寺の方丈にましまして、その刻限に、これも北門より入せ給。御行粧すぐれてゆゝしくぞみへさせ給。まづ御隨身五人、いづれも花をおり色をまじへて、しやうぞき侍り。たゞし寺中なるによりて、前の声をいだし侍らず。およそ警蹕は、魔縁降伏のすがた也。されば賢人の大臣⁽³⁾の前の声には、百鬼夜行だにもとをりえずして、退散し侍りけるとなり。寺内にては、左様の事あるべからざるにや。

前述した『徒然草』第百九十六段の社頭警蹕と異なり、寺の中で警蹕を控えるべき理由に関する記述である。警蹕の魔除け機能と関わる点においては一致するものの、根拠となる事例の主人公は、それぞれ高明と実資であり、同一人物ではない。

また、同時代の『文明年中忠制詩歌』⁽⁴⁾「禪林忠制詩」⁽⁵⁾にも、実資にまつわる伝承が詠まれている。

忠制小野宮大臣

臣僧明掄

君正聖時臣亦賢、曾論功賞氣衝天。紫宸夜半退朝後、百鬼魂驚一劍前。

聖明な君主の治世にあう賢人実資は、その意気込みが天をつくほどであった。その実資が百鬼夜行という魂をも驚かすような危機一髪の事態に遭遇したのは、夜中に朝議が終わって内裏を罷り出た後であるという。

そこで、『和久良半の御法』・『文明年中忠制詩歌』の記述を総合すると、賢人とされる実資が夜中に内裏から帰宅する途中、百鬼夜行と遭遇したが、警蹕により無事に難を逃れたということになる。この伝承の構造が、後述する『大鏡』師輔伝のそれと非常に似ていることは、まず指摘できる。次に、伝承の原型だと考えられる記録は、『古事談』巻二第七十三話にみえる。

御堂令⁽⁶⁾煩⁽⁷⁾邪氣⁽⁸⁾一給之時、小野宮右府為⁽⁹⁾奉⁽¹⁰⁾訪令⁽¹¹⁾參給、邪氣聞⁽¹²⁾前声⁽¹³⁾訛⁽¹⁴⁾人云、賢人之前声⁽¹⁵⁾コソ聞ユレ、此人ニハ

居アハシト思物ヲトテ、示^二退散之由^一云云、御心地即平愈。

右にあるように、藤原道長を悩ます邪氣が実資の先払いを聞き、「賢人之前声」だと、人に憑りついて退散する理由を述べたという。ことさらに「賢人」の前声とあるのは、この魔除け効果が機能するのに、警蹕の主体が徳のある賢明な者でなければならぬことを意味する(図2)。その理由は、『十訓抄』巻六第三十四話に、次の通りに示されている。

小野宮右大臣とて、世には賢人右府と申す。(中略)そののち、ことにふれて、かやうの振舞、たえざりければ、つひに賢人といはれてやみにけり。のちざまには鬼神の所変なども見あらはされけるとかや。

好^二正直^一与^レ不^レ廻^レ而^分 精誠通^二於神明^一

正直を好みて廻らざれば、精誠、神明に通ず

と曹大家在東征の賦に書ける、今思ひ合せられていみじ。

正直な心を好んで保つていけば神明にも通じるといふ、『文選』巻二所収の班昭の「東征賦」に説かれるように、実資が「鬼神の所変など」を見破ることができる理由は、賢人であるからだといふ。この賢人が神に通じる特質は、『古事談』にあるように、賢人の先払いの声によっても表現されていただろう。

賢人の先払いの魔除け効果について、筆者が確認した限りでは、『大鏡』巻三にみる藤原師輔の百鬼夜行遭遇譚が最も早い記録である。

この九条殿は、百鬼夜行にあはせたまへるは。いづれの月といふことは、えうけたまはらず。いみじう夜ふけて、内より出でたまふに、大宮より南さまへおはしますに、あは、の辻のほどにて、御車の簾うち垂れさせたまひて、「御車牛もかきおろせ、かきおろせ」と、急ぎ仰せられければ、あやしと思へど、かきおろしつ。御隨身・御前どもも、いかなることのおはしますぞと、御車のもとに近くまゐりたれば、御下簾うるはしくひき垂れて、御笏とりて、うつぶさせたまへる気色、いみじう人にかしこまり申させたまへるさまにておはします。「御車は榻にかくな。ただ隨身どもは、轅の左右の軛のもとにいと近くさぶらひて、先を高く追へ。雑色どもも声絶えさすな。御前ども近くあれ」と仰せられて、尊勝陀羅尼をいみじうよみたてまつらせたまふ。牛をば御車の隠れの方にひき立てさせたまへ

り。さて、時中ばかりありてぞ、御簾あげさせたまひて、「今は、牛かけてやれ」と仰せられけれど、つゆ御供の人は心えざりけり。後々に、「しかじかのことありし」など、さるべき人々にこそは、忍びて語り申させたまひけれど、さるめづらしきことは、おのづから散りはべりけるにこそは。

師輔が夜更けに宮中から退出して大宮通りを南へ下る時、あははの辻で百鬼夜行に出会った。師輔はただちに牛車を止め、簾を下げ、轅をおろし、警蹕を絶えずに大きくさせた。また笏を両手に持つてうつ伏せになり、尊勝陀羅尼を誦する。一時間ほどして、ようやく師輔は牛車を出發させる。隨身や前駆たちには何も見えなかつたので、彼らは師輔のふるまいを訝った。

師輔が警蹕を絶えずに大きくさせるという一連の行動は、注目に値する。まず、牛車を掻き下ろす(図3)行動は、当時の参議・納言が親王・大臣と遭遇する場合の車礼に則った行為と考えられる。⁹⁾しかし、目上の存在に向かつて先払いをすることが礼にかなわないにもかかわらず、師輔が絶えずに追うように命じたのは、百鬼夜行に対して敬畏を表しながらも、警蹕によってそれに対抗したと考えられる。警蹕によって鬼神と対抗する点は、『台記』保延二年(一一三六)十二月九日条に確認できる。

於二条烏丸辻¹⁾警蹕、於二条室町²⁾警蹕、於二条町³⁾又警蹕、此間予下⁴⁾簾、憚⁵⁾角明神⁶⁾之故也。

藤原頼長(一一二〇～一一五六)が、簾を下げて二条烏丸辻・二条室町・二条町の三箇所で警蹕をさせたのは、角明神¹⁰⁾を憚っていたからだという。辻・警蹕といった要素だけではなく、簾を下すところも『大鏡』の描写と一致する。頼長が『大鏡』を参照したかは未詳だが、両書が成立した十二世紀前半において、警蹕の魔除け機能がすでに知られていたことは、疑いの余地がない。では、『大鏡』の作者は、なぜ警蹕の魔除けを際立たせるような描写を施したのだろうか。周りが感知できなかったものを、師輔一人だけが見えたのは、まさに『十訓抄』と同一の理論構造で、師輔が実資と同じように賢人であるからだと考えられる。このように、己の警蹕が鬼神を退けることができ、また鬼神が見える人は、周りから賢人として認められるからではないか。『大鏡』に描かれた師輔は、まさにこのようなところを人々に見せつけ、自分自身が賢人であることを宣揚しようとして企んでいたのだろう。

では、どうして賢人には、鬼神が見えたり、己の警蹕が鬼神を退けたりするという、特殊な力を持つのだろうか。警蹕の変遷を論じる『江談抄』第一「警蹕事」には次のようにある。

或人云、警蹕問云、天子用之見文選、私行之時、何用レ此哉。答云、公卿皆隱、公達隱也。秘事云々。又云、警蹕者、文選云、出警入蹕。是天皇迎送事歟。近衛司誠「諸人」之義也。卿相公達私行之時、誠「諸人」者、卿相者皆隱、公達者隱也云々。此事都督之説也。

漢籍に詳しい大江匡房（一〇四一〜一一一一）は、李善が『文選』に収録されている左思の『魏都賦』につけた注①に基づき、警蹕がもともと天皇を送迎する際に用いるものであると説明した後、公卿や公達らが私行の時にひそかに行なっているとす。警蹕に魔除けの効果があるという説に言及はしなかったが、匡房が依拠した『文選』には、それを彷彿させる記述がいくつかある。例えば、揚雄の「甘泉賦②」には次のようにある。

惟漢十世、將下郊③上玄④、定泰時⑤、雍神休⑥、尊明号⑦、同符三皇⑧、録功五帝⑨、卹胤錫羨、拓跡開⑩統。
於是乃命群僚、歴吉日⑪、協靈辰⑫。星陳而天行。詔招搖⑬与太陰⑭兮、伏鈞陳⑮使当兵⑯。属堪輿⑰以壁壘⑱兮、揜夔魘⑲而扶獠狂⑳。八神奔而警蹕兮、振殷麟而軍裝。蚩尤之倫、帶干將㉑而乘玉戚㉒兮、飛蒙茸而走陸梁。齊綵綵以樽擗、其相膠輻兮、森駭雲迅、奮以方攘。駢羅列布、鱗以雜沓兮、柴虎參差、魚頤而鳥眈。翁赫芻霍、霧集而蒙合兮、半散昭爛、粲以成章。

右は、前漢の孝成帝の聖明を讃え、百官が警蹕しているところを天の星々のように並び進むと譬えて言っている。傍点部分を現代語訳にすると、「招搖星と太陰星には、鈞陳の星座で警蹕に当たらせ、堪輿神には防壁を守らせ、夔・魘・獠狂の悪鬼たちを打ち払わせた」という意味である。このような天官が警蹕の行列に扈從する描写は、班固の「東都賦①」には、「於是登鯨魚、鏗華鐘、登玉輅、乘時龍。鳳蓋琴麗、和鑾玲瓏。天官景從、寢威盛容。山靈護野、属御方神。雨師泛洒、風伯清塵。千乘雷起、万騎紛紜。元戎竟野、戈鋌彗雲、羽旄掃霓、旌旗扞天」とあり、顔延之の「楮白馬賦②」には、「伊逸倫之妙足、自前代而閑出、並榮光於瑞典、登郊歌乎司律。所下以崇衛威神、扶中護警蹕」とみえる（図4）。

もし中国に源流を求めるなら、このような聖王の警蹕の場面を描く文学的表現が、賢人の警蹕に魔除けの効果を付加させた根拠の一つとなる。では、実際に中国の天子の警蹕はどのように行われていたのか。また、その警蹕の行列の中に魔除けを担う要素は備わっていたのだろうか。

三 旄頭騎の由来

警蹕の制度が整えられた漢代において、『史記』卷四十九・衛皇后世家に、「武帝乃自往迎蹕取之。蹕道、先驅旄騎出横城門、乘輿馳至長陵」とあるように、天子の警蹕を担う者は旄頭騎であった。旄頭騎とは、皇帝の護衛が掲げる、旄牛の尻尾で作った飾りを持つ旗、または行列に先駆する騎兵のことである。旄頭騎による警蹕は、天子に限って行われていた。天子以外の者が許可なしに行うことは、僭越行為とされる(図5)。

では、この旄頭騎は一体どういうもので、どのように警蹕していたのだろうか。

『後漢書』卷一下・光武帝紀下の李賢注には、『漢官儀』・『列異伝』の説を引きながら次のように説明している。

二十八年春正月己巳、徙魯王興為北海王、以魯国益東海。賜東海王彊虎賁・旄頭・鍾虞之樂。〔漢官儀曰、虎賁千五百人、戴鷩尾、属虎賁中郎將。又云、旧選羽林為旄頭、被髮先驅。魏文帝列異伝曰、秦文公時梓樹化為牛、以騎擊之、騎不勝、或墮地鬚解被髮、牛畏之、入水、故秦因是置旄頭騎、使先驅。〕
『漢官儀』によると、旄頭騎は「被髮」して、つまりざんばら髪で天子の行列の先を払っていたという。その理由として、『列異伝』の伝承が取り上げられたが、二十卷本『搜神記』卷十八「怒特祠」にはより詳しく記されている。

①秦時、武都故道、有怒特祠、祠上生梓樹、秦文公二十七年、使人伐之、輒有大風雨、樹瘡隨合、經日不斷。文公乃益發卒、持斧者至四十人、猶不斷。②士疲、還息、其一人傷足、不能行、臥樹下、聞鬼語樹神曰「勞乎、攻戰」。其一人曰「何足為勞」。又曰「秦公將必不休、如之何」。答曰「秦公其如予何」。又曰「秦若使三百人、被髮、以朱糸繞樹、楮衣、灰塗汝、汝得不困耶」。神寂無言。③明日、病人語

所聞。公於_レ是令_下人皆衣_レ赭、隨_二斫瘡_一、塗_レ以_レ灰。樹斷。中有_二青牛_一出、走入_二豊水中_一。④其後、青牛出_二豊水中_一、使_レ騎擊_レ之、不_レ勝。有_レ騎墮_レ地、復上、髻解、被_レ髮、牛畏_レ之、乃入_レ水、不_レ敢_レ出。故秦自是置_二旄頭騎_一。

①秦文公二十七年に、公は、大きな梓の樹を伐るように命じたが、いくら伐っても樹の傷が自動的に塞がってしまい、失敗を繰り返したという怪異が起こった。②ところが、足を傷んだ一人が木の下で休んでいると、鬼と樹神の会話が聞こえてきた。三百人が髪を垂らし、赤い服を身に着け、赤い糸で樹を取り巻き、樹を伐りながら灰を撒けば、樹が断つという。③それを公に報告し、その通りにすると、はたして伐ることができたのである。しかし、断った樹から青牛が出てきて豊水に入ってしまった。④その後、兵士と牛が戦ったが、牛に敵わなかった。その時に、一人の兵士が馬から落ちて、髻が解けてざんばら髪になると、牛が恐れて入水し二度と現れなかった。このことにより秦が旄頭騎を設置し始めたという。

今野達氏は、この話を『今昔物語集』卷十一第二十二「推古天皇、造_二本元興寺_一語」にみえる飛鳥寺の造寺造像にまつわる伐木譚の源流と想定している。¹⁶⁾確かに、氏の指摘した通り、具体的な樹の伐り方を除けば、両説話の構造や発想はほぼ同じだといえる。

しかし、注目すべきは④の傍線部、樹神の化身である青牛が人のざんばら髪姿を恐れたことによって、行列の先頭に旄頭騎が設置されたという説である。天子の行列の先頭にそれが設置されたのは、樹神が化した青牛のような悪いものを追い払うためであるに違いない。要するに、警蹕の担い手その者の格好に鬼神を避ける力があると認識されていた。それに、被髪（被髪）の格好の魔除け効果については、早くも出土文献に確認できる。『睡虎地秦墓竹簡』「日書」甲種¹⁷⁾には、次のような記録がみえる。

人行而鬼、当_レ道以立、解_レ髮奮以過_レ之、則已矣。

四六背金

人が歩いているところに、鬼が道をふさがって立っている場合、髪をざんばらにして振るって過ぎ行くと、このようなことが起こらなくなるという。この紀元前の竹簡に記された当時の被髪に対する認識は、秦の時代に旄頭騎が設置される理

論的基礎となつていたと考えられる。⁽¹⁸⁾ 儀仗隊が掲げる旗に旄頭が付いているのも、このような魔除け機能に由来するものだろう。そして時代が下ると、旄頭が纛頭へと変化した。それは、北宋の『事物紀原』卷三「皂纛」条に、「六典曰、後魏有^二纛頭^一。宋朝公要曰、皂纛本後魏纛頭之制、唐衛尉纛居^二其一^一。盖旄頭之遺像⁽¹⁹⁾」とあることにより明らかである。その様子は『大駕鹵簿図書』⁽²⁰⁾に確認できる(図6)。

中国では、日本の平安朝と年代的に重なる唐・宋に至るまで、天子の行列(鹵簿)において旄頭は用いられ続けた。同時に、それによる魔除けも、一貫して受け継がれていただろう。特に魏晋南北朝以来、貴族階層の行列にも旄頭が普及されていた(図7)。それに、隋唐期以降、天子の行幸の行列や儀式の場において、大規模かつ大人数の儀仗隊が現れるようになり、旄頭などの儀物も数多く用いられていた。⁽²¹⁾しかし、現実に旄頭騎や旄頭が日本に伝わっていただろうか。

六国史の中に警蹕に関する記録は、さほど多くはない。それらの記録を確認した結果、日本の上代において、警蹕は天皇に限って行われていたようである。⁽²²⁾なお、旄頭騎の存在は確認できない。一方、纛頭に関する記録は『令義解』や『延喜式』に確認できる。

『令義解』宮衛令第二十二・元日条には次のようにある。

凡元日朔日、「古記云、元日夫装^二五纛^一有^二鉦鼓^一也。朔日、五位以上授、聚集時無^二幡^一、直帶仗威儀耳。(後略)」。若^二有^二聚集^一(割注略)、及蕃客宴會辞見、皆立^二儀仗^一。「古記云、蕃客宴會辞見、左大臣以上任授、聚集立^レ幡、無^二纛^一・鉦鼓^一也(後略)」。

儀式によって、儀仗のランクが設けられて、元日の儀式にしか纛(図8・図9)・鉦鼓が用いられないという。この元日の儀式は、『延喜式』卷四十五に、「大儀「謂^二元日^一即位、及受^二蕃国使表^一」とあるように、朝廷で行う最も重要な大儀に当たる。大儀を行う日には、「充庭の制」⁽²³⁾にちなんで、大極殿の庭で兜像纛幡などを並べたりする(図10)。⁽²⁴⁾その様子は『延喜式』卷十二に記されている。

凡大儀日、(中略)其日依^二時尅^一、輔丞各二人相分率^二内舍人^一、大極殿前庭近衛陣以南隊之、各居^二胡床^一、兜纛幡^二旒^一「預掘^レ穴樹^二管柱^一」、鉦鼓各二面。寅一尅擊^二装束鼓^一、三尅列陣鼓、卯一尅進鼓。丞二人分率^二内舍人^一、供^二奉

駕前^一、天皇御^二大極後殿^一、即分就^二胡床^一。礼畢駕還供奉如^レ初^一「事見^二儀式^一」。

即位式など重大な儀式に「兕霽幡」が大極殿の庭に立てられていたところからして、旄頭騎の変化した形の霽が日本に伝わったことが明らかである。同時に、霽にまつわる魔除けの伝承も伝わったと考えられよう。しかし、このような道具は天皇の即位など公式の行事にしか使われない。一般公卿の先払いの行列においては言うまでもないが、天皇の行幸にも滅多に登場しない²³。要するに、中国式の旄頭の類による魔除けは、少なくとも平安貴族の行列において応用されていないことが推測できる。では、魔除けの効果があるとされる平安貴族たちの警蹕は、いったいどのように行われていたのだろうか。

四 警蹕の声

鎌倉時代初期に成立した、僧家の儀礼を中心とした有職故実書『門室有職抄』には、公卿たちや僧官の警蹕役とその人数規定についての記録がみえる。次のようにある。

・警蹕事。出時警言也。入時蹕言也。院・親王・関白・大臣・大中納言、大将在^レ之。以上車副唱^レ之。一町三所可^レ追^レ之。

・車副事。院十二人^{人或八}。関白八人^{人或六}。親王同。大臣六人^{人或四}。大納言四人^{人或二}。中納言二人。宰相・三位各一人。僧正

四人^{人或二}。僧都・法印二人。律師・法眼・法橋各一人。

・前驅事。僧俗共無^二定数^一、只以^二廿人^一為^レ限。近代法印以上具^二前驅^一有^レ数。可^レ随^レ時歟。僧正十人^{或十二}。法務八人。法印・大僧都六人。法眼・少僧都四人。律師・法橋一人。大旨可^レ有^二此數^一歟。

これと記述は多少異なるが、室町前期の公卿である洞院実熙（一四〇九〜？）が著した『蛙抄』^{あしやう}車輿部にも、公卿や僧官に供奉する車副の人数を記した箇所がみえる。

三口中伝抄云、太政大臣六人。左右内大臣四人。儀同^二三司^一之時、可^レ具^二四人^一歟二人歟、雖^レ有^レ議、猶被^レ具^二四人^一畢。今案、大納言四人、古儀也。必可^レ為^二二人^一也。僧正又同之。

『門室有職抄』と『蛙抄』の両書に記されたように、警蹕役の人数がその主人の身分によって異なる。また、公卿たちの警蹕の声についても、身分が上の方は高く長く（大前駟^{おおさき}）、下の方は低く短かった（小前駟^{こさき}）ようである。その様子は、『枕草子』第七十四段に記されている。

（前略）近衛の御門より左衛門の陣にまゐりたまふ上達部の前駟ども、殿上人のは短ければ、大前駟・小前駟とつけてききさわく。

同じ行列の中で、公卿の身分の高低は、警蹕役の人数と警蹕の声の高低長短という二つの基準によって象徴される。このようなしきたりを破らずに、敢えて賢人の警蹕を際立たせる際には、可視的な人数変動などがきかない警蹕役よりも、警蹕の声の方が重要視されてくる。つまり、魔除けの効果が最初に賢人の警蹕の声と結びつけられ、のちに一般化されていたと考えられる。

五 おわりに

警蹕は、元々天子の出入に限っていうものであった。進行行列の前方の人々を静めて、道を開けたり、天子の警護に当たったりするのは、その主な役割であった。この点においては、中国側の文献と『日本書記』・『日本三代実録』などの記録とは一致している。しかし、第二節で検討したように、『大鏡』が成立したとされる院政期より以来、警蹕に魔除けの効果があるという内容の記録が多く現れてきた。それらの記録の主体が殆ど当時の権力者であることを見逃してはならないが、今日までに残された記録の文書の書き方からすると、彼らがそこまで作為して求めていたのは、その既得権力と相応しい声望であり、いわば賢人として認めてほしかったのではないか。

また、警蹕しながら進行する行列において、魔除けの機能を發揮しているのは、中国の場合、主に旄頭騎、あるいは麤牛のような旄牛の尻尾で作った飾りの付いた仗旗である。一方、旄頭騎も仗旗も一般的に使用されていない平安期の日本においては、警蹕の声そのものが魔除けのはたらきを担っていた。

警蹕にまつわる魔除け効果の由来については、中国の場合、明確な記載が確認できないものの、警蹕の担い手である旄頭騎の起源伝承のほか、徳のある聖明な皇帝の警蹕を描く文学表現から読み取ることができる。それに対して、日本においては、警蹕が公卿の間で一般的に行われるようになった平安時代の説話・物語・日記に、徳のある賢人の先払いに魔除けの効果があるという記録が現れてきた。徳のある人物と関わる点は、日中間の共通するところである。魔除けが先払いの声と結びつくようになったのは、警蹕の担い手の違いに一因あると考えられる。つまり、旄頭の類が用いられなかった貴族の行列において、警蹕と関係する魔除けの効果をその声と結びつけることによって、賢人の特質を際立たせたのであろう。

本論文では、日中間の警蹕に附加された呪術的な要素の相違とその発想の由来を分析することができた。文学作品において、警蹕の働きがどのように語られていたかを考察したことは、日中間の鬼退治の話を研究する一環として数えられよう。また、警蹕の魔除け効果に注目した文学作品が院政期前後に登場し始めたことからすると、この研究は、院政期の貴族社会の意識形態の解明にもつながる。

〔使用テキスト〕主に以下に依拠しつつ、適宜、句読点等を私に改めた。

『史記』『漢書』『後漢書』『搜神記』『唐六典』『中華書局』『文選』『新釈漢文大系、上海古籍出版社（李善注）。』『日本書紀』『枕草子』『大鏡』『徒然草』『十訓抄』『新編日本古典文学全集。』『令義解』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』『延喜式』『和久良半の御法』『新訂増補国史大系。』『北山抄』『西宮記』『神道大系。』『事物紀原』『四庫全書。』『江談抄』『古事談』『続古事談』『新日本古典文学大系。』『台記』『増補史料大観。』『門室有職抄』『日中行事』『群書類従。』『侍中群要』『続続群書類従。』『文明年中応制詩歌』禅林応制詩『続群書類従。』『付喪神記』『室町時代物語大成。』『蛙抄』『早稲田大学中央図書館蔵。

〔注〕

(1) 警蹕の発音規則については、日本伝統音楽芸能研究会編『日

本の音1 声の音楽1』（音楽之友社 一九八七・二二）参照。

金光燧爾氏は、「警蹕の音声に就きて」（『国学院雑誌』第四七

卷三号 一九四一・三)において、平安時代から近世までの有職故実書に確認できる警蹕の発音に関する記録を網羅し、それらに基づいて音声学の視点から警蹕の音について検討した結果、昔の人々がア行の「オ」ではなくワ行「ヲ」で発声していたという。

(2) 有職故実書として、『北山抄』より成立の早い『西宮記』には、社頭の警蹕に関連する本文が確認できない。ただ、前田育徳会尊経閣文庫所蔵の大永抄本の臨時第六・左右大将事・行幸警蹕事の頭注には、「小野記云、御輿坐定時、称_レ警云々。但、神事不_レ称_レ之」とみえ、神事を目的とする行幸に際して、警蹕しないという。

(3) 二〇一五年十二月二十日、早稲田大学戸山キャンパス33号館第一会議室で開催された、早稲田大学日本宗敎文化研究所等主催の国際シンポジウム「東アジア文化交流―妖異・怪異・変異―」において、「節分の百鬼夜行―室町時代の文献を中心に―」をテーマに口頭発表した。

(4) 作者不明。明徳元年(一二三九〇)四月に相国寺で行われた足利尊氏三十三回忌の法華八講を記録したもの。

(5) 作者不明。文明年間(一四六九―一四八七)の五山禅僧の応制詩歌を集めたもの。

(6) 『付喪神記』には、時の関白が付喪神の行列と遭遇した場面について、「前駆の輩、馬より落ちて絶入す。その外の、供奉の人、みな地にたふれふす」とあるように、全ての人の警蹕に魔除け効果があるわけではない。

(7) 師輔が百鬼夜行に遭遇する話は、他に、『宝物集』巻四や

『真言伝』巻四にも見えるが、詳しい描写を有するのは『大鏡』のみである。従来の研究では、このくだりを、師輔の超人的側面を宣揚するための一人芝居だと解釈したり、尊勝陀羅尼の功德を説くための一つの章段にすぎないとしたりされていた。しかし、その理論構造の説明は必ずしも十分ではなかった。塚原鉄雄「大鏡構成と怪異現象」(『人文研究』第三六巻八号 一九八四・一二)、松本治久「大鏡」(『師輔伝』)の逸話の検討(『武蔵野女子大学紀要』第二六号 一九九一・二)など参照。

(8) 新編日本古典文学全集の頭注によると、諸本に「二条大宮」との傍注がある。右京に帰宅する師輔が通った辻は、大内裏の南東の角にある辻であろう。

(9) 『拾芥抄』巻中には、「参議逢_二親王大臣_一者、参議放_レ牛立_レ榻_{立或}。納言以下逢_二親王_一者、放_レ牛可_レ立_レ榻」とある。しかし、これは弾正式などにはみえず、世俗の説であると『拾芥抄』が断っている。

(10) 角明神に関しては、『中外抄』上巻第十七・四十九、「春日権現験記」巻四第一・巻五第二などに春日社の眷属として天狗を退治できる性格が確認できる。一方、人に害をなす一面もあることは『栄花物語』「とりべ野」に詮子を祟った件からわかる。また『多聞院日記』天文十二年(一五四三)七月一日条に、角振堂の前の桐の木を切った人が狂ってしまったのは「此宮八角振ノ明神トテ名譽ノワ、シキ神也」だという。他に『台記』康治三年(一一四四)五月二六日条、『今昔物語集』巻十九第三十三にも触れている。

(11) 「建安十九年五月、立_レ魏公_一、位_二諸侯王上_一、赤紱、遠遊冠。二十一年、進_レ爵為_レ王。二十二年、得_レ設_二天子旂旗_一、出警入蹕_一」とあり、後漢末に曹操が目覚しい昇進を遂げ、ついに建安二十二年(二一七)には、天子と同じように入出入する時に警蹕することになったという。

(12) 『文選』 卷七。

(13) 『文選』 卷一。

(14) 『文選』 卷十四。

(15) 具体例としては、『漢書』燕刺王劉旦伝(卷六十三)・『後漢書』公孫述伝(卷十三)・同馬援列伝(卷二十四)などに確認できる。取り分け、劉旦伝の顔師古注には、「凡此旃頭先驅、皆天子之制。而貂羽附_レ蟬、又天子侍中之飾、王儼為_レ之」とあるところにより明らかである。

(16) 今野達「元興寺の大槻と道場法師」(『専修国文』 第二号 一九六七・九)、同「古代における二、三の大陸説話の翻案をめぐって」(『国文学・解釈と教材の研究』 第六卷三号 一九六一・二↓「今野達説話文学論集」 第三部上代 勉誠出版 二〇〇八・三再収) 参照。

(17) 睡虎地秦簡の解釈については、劉樂賢「睡虎地秦簡日書《詁答篇》研究」(『考古学報』 一九九三年第四期)、工藤元男「睡虎地秦簡『日書』における病因論と鬼神の關係について」(『東方学』 第八八号 一九九四・七)、劉釗「出土簡帛文字叢考」(台湾古籍出版 二〇〇四・三) など参照。

(18) 灰を用いて鬼などを退治する発想も、「日書」甲種に見られる。例えば、「殺_二虫多_一、断而能属者、漬_レ以_レ灰、則不_レ属。

^{六三}晋堂(虫多を切る時、断つてもまた繋がるものに対して、灰を撒けば、繋がらなくなる)という記録は、「怒特祠」に見える灰の働きと近似する。これらの竹簡に記された認識は、「怒特祠」の形成と密接な關係を持つていると言えよう。

(19) 『唐六典』衛尉宗正寺卷十六・武庫令条に、「後漢有_二纛頭_一、每_二天子行幸及大軍征伐_一、則建_二于旗上_一。隋煬帝親征_二遼左_一、每_二百人_一置_二一纛_一、皇朝因而用_レ之」とあり、天子の行幸の行列に用いられることは分かる。また、『唐六典』諸衛府卷二十五・左右金吾衛条に、「凡大朝会行從、給_二青龍旗・六纛・纛稍之類於衛尉_一」とあるように、大朝会に纛が儀式の道具として用いられるようである。

(20) 中国国家博物館蔵。宋代の皇帝の鹵簿を描いた図。鹵簿とは、『独断』卷下に「天子出_二車駕_一次第、謂_二之鹵簿_一」とあるように、天子の行幸に際してその車馬の行列をさす。宋代の大駕鹵簿の次第は、『宋史』卷百四十六・儀衛志四参照。『大駕鹵簿図書』については、陳鵬程「旧題『大駕鹵簿図書・中道』研究」『延祐鹵簿』年代考」(『故宫博物院刊』 一九九六・五)、中国国家博物館編『中国国家博物館蔵文物研究叢書 絵画卷(風俗画)』(上海古籍出版社 二〇〇七・八) など参照。

(21) 野田有紀子「日本古代の鹵簿と儀式」(『史学雑誌』 第一〇七編八号 一九九八・八)、同「日唐の『鹵簿図』について」(池田温編『日中律令制の諸相』 第二部 東方書店 二〇〇二・三) 参照。

(22) 天皇の警蹕に関する記録は、『日本書紀』卷十七継体天皇元

年(五〇七)正月丙寅条と同卷二十九天武天皇七年(六七八)四月丁亥朔条に見られる。皇太子や皇后の場合、たとえその

儀仗が天皇の行幸と同じであっても、警蹕はしない(『日本文

徳天皇実録』卷十天安二年(八五八)八月丁巳条・『日本三代

実録』卷一清和天皇天安二年(八五八)八月廿九日丁巳条な

ど参照)。また、退位した天皇の場合も警蹕はしない。『日本

三代実録』卷四十四元慶八年(八八四)二月四日乙未条によ

ると、陽成天皇が讓位して、二条院に遷幸した際、百官が通

常通りに供奉したが、諸衛が警蹕を称しなかったという。

(23) 祖廟で天子の即位など重要儀式を行うに当たって、庭に車

輅・宝物・貢物などをたくさん並べる。一(永初)四年春

正月元日、会、徹_レ楽、不_レ陳_二充庭車_一」(『後漢書』卷五・安

帝紀)。「旧有_二充庭之制_一、臨軒大会、陳_二乘輿・車輦・旌・鼓於殿庭_一」(『宋書』卷十八・礼志五)。

(24) 山本崇氏は、「平安時代の即位儀とその儀仗―文安御即位調

度図考―」(『立命館文学』第六二四号 二〇二・二)におい

て、「令義解」や「延喜式」にみえる大儀の儀仗に関する記録

を検討しつつ、院政期の即位調度を窺わせる「文安御即位調

度図」に描かれた幡全体を考察した。

(25) 野田有紀子「平安貴族社会の行列―慶賀行列を中心に―」

(『日本史研究』第四四七号 一九九九・一一)、藤原重雄「行

列図について―鹵簿図・行列指図・絵巻―」(『古文書研究』

第五三三号 二〇〇一・五)など参照。

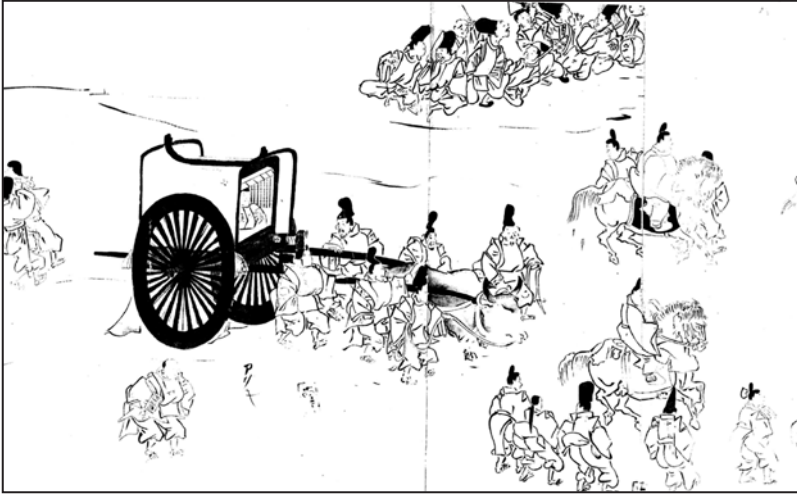


図1 牛飼いと白張姿の従者を従え、警蹕しながら進行する貴族の外出（『年中行事絵巻』）

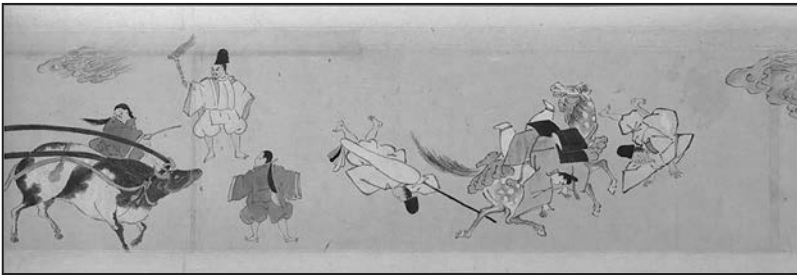


図2 付喪神と遭遇して、前駆の人々が狼狽する場面（国立国会図書館蔵『付喪神記』）



図3 牛を搔き下ろし、車を榻にかく。（『年中行事絵巻』）

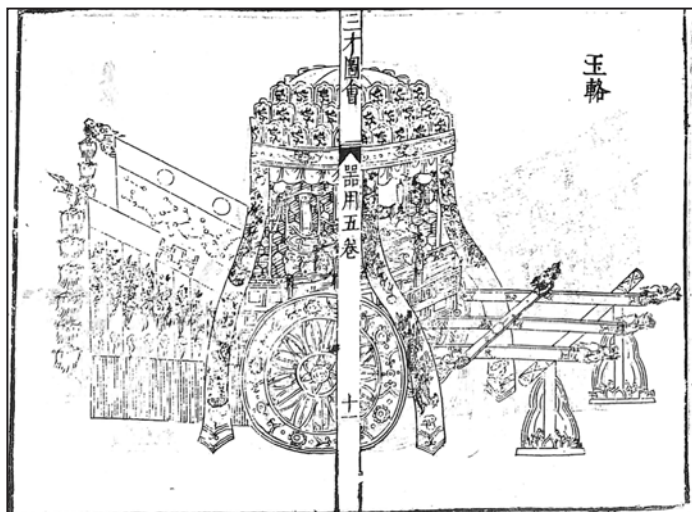


図4 天子の乗り物である玉輅（『三才図会』器用部）

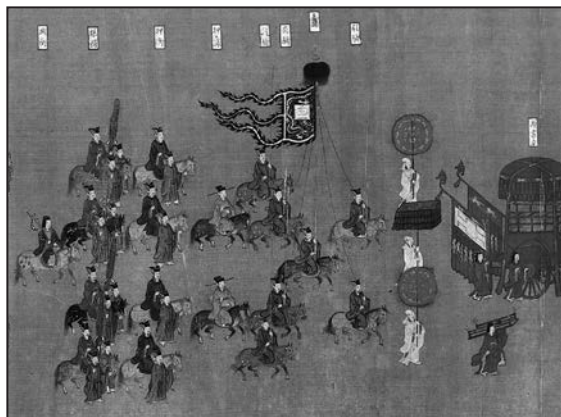


図6 北宋の天子の行列に見える、高く聳える旗の上部にある轟（『大駕鹵簿図書』）



図7 魏晉貴族の儀仗図に見える轟

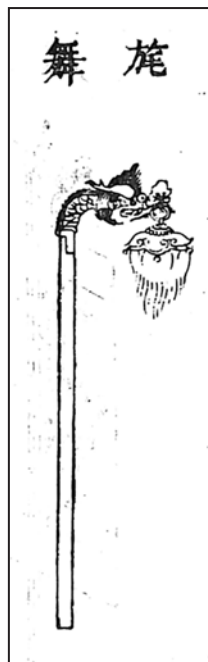


図5 旄舞に用いる旄牛の尻尾（『三才図会』器用部）

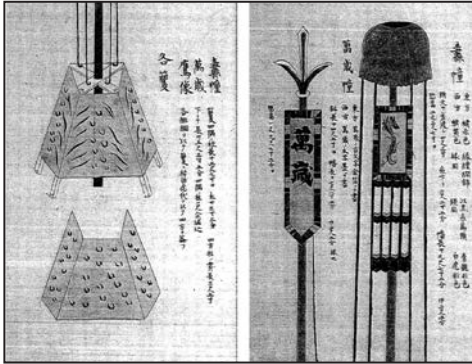


図9 天皇即位式の当日に紫宸殿の庭に立てる^{とう}素帷（『弘化四年御即位諸礼式図：御即位諸^{とう}帷^{とう}鋒^{とう}御調度^{とう}并^{とう}丈^{とう}尺^{とう}寸^{とう}法^{とう}公卿以下礼服形容）

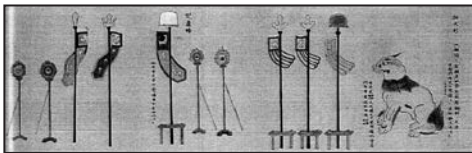


図10 兜像素帷（『文安御即位調度之図』）

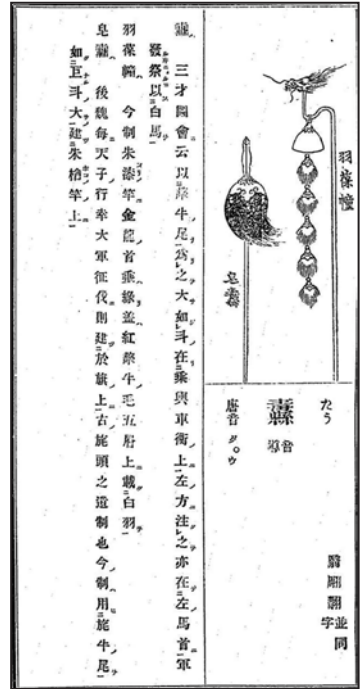


図8 素帷（『和漢三才図会』兵器・防備具）

【図版出典】

- 図1 『日本絵巻物全集』第二十四卷、角川書店、一九六八・一二、三四～三五頁。
- 図2 国立国会図書館蔵『付喪神記』、江戸時代写、二〇一〇・三よりインターネット公開。
- 図3 『日本絵巻物全集』第二十四卷、角川書店、一九六八・一二、五六～五七七頁。
- 図4 王圻撰・王思義編集『三才図会』、上海古籍出版社、一九八八・六、一六三頁。
- 図5 王圻撰・王思義編集『三才図会』、上海古籍出版社、一九八八・六、一三七頁。

- 図6 中国国家博物館編『中国国家博物館館蔵文物研究叢書 絵画卷（風俗画）』、上海古籍出版社、二〇〇七・八、一八～一九頁。
- 図7 羅宗真著・住谷孝之訳『図説中国文明史5 魏晋南北朝 融合する文明』、創元社、二〇〇五・一一、一〇四頁。
- 図8 寺島良安編『和漢三才図会』（上）、中近堂、一八八四・七、九九七頁。
- 図9 神宮文庫編『即位の礼と大嘗会一資料集一』、国書刊行会、一九九〇・一一、二一頁。
- 図10 神宮文庫編『即位の礼と大嘗会一資料集一』、国書刊行会、一九九〇・一一、三六頁。

Keihitsu's (警蹕) effect of avoiding evil found in various
literature of the Heian period and the Kamakura period:
A study on its origin

CUI Pengwei

Keihitsu (警蹕) means people who serve as heralds for guard security and clear the way during the Emperor's procession, which is called Robo (鹵簿) in China and in Japan. The difference between China and Japan is that the sound of Keihitsu (警蹕) is respected more than usual in Japan. The purpose of the paper is to find out the origin of Keihitsu's (警蹕) effect of avoiding evil, especially the reason why the sound of Keihitsu (警蹕) has been considered a protection against evil, by researching records in Japan and China .

The results showed people thought that Tsao-Tu (皂纛) and flags ornamented with tassels made of Yak's tails, which are carried by a guard of honor who play the role of Keihitsu (警蹕) in ceremonies or accompanying the Emperor when going out, have the power of avoiding evil in China since Qin dynasty. But Tsao-Tu (皂纛) is only used as a ritual implement in ceremonies of accession, after it came to Japan in the Nara period. As a result, it came to be that the sound of Keihitsu (警蹕) is more important than ritual implements, in the procession of the Emperor and court nobles when going out. And furthermore, Tsao-Tu's (皂纛) effect of avoiding evil has been grafted onto the sound of Keihitsu (警蹕). Or more precisely, the master of the procession must to be a virtuous man.